

表-1 産業廃棄物の種類

種類	例
1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
2 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙くず(※)	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木くず(※)	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。〕
9 繊維くず(※)	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ(※)	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物(※)	牛の頭部、脊髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
⑫ ゴムくず	天然ゴムくずのみ
⑬ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボード（☆）など
15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂など
⑯ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿(※)	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体(※)	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処理物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸入廃棄物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。）

備考 1 ○印は、「安定型産業廃棄物」といいます。

2 (※)印については、業種の限定があります。

3 (☆)印の廃石膏ボードについては、平成19年4月から安定型最終処分場への埋立が禁止されました。（管理型最終処分場への埋立が必要）

4 木くずのうち、「物品貯蔵業に係るもの」及び「貨物の流通のために使用したパレット」については、平成20年4月1日から産業廃棄物に追加されています。

5 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものを「石綿含有産業廃棄物」といいます。